

2026 年度 立命館宇治中学校・立命館宇治高等学校 授業担当講師募集要項

1. 募集内容および人数

教科：保健体育科

人数：いずれも若干名

2. 応募資格

- ① 4年制大学を卒業もしくは大学院を修了している者、または2026年3月末日までに卒業（修了）見込みの者
- ② 応募教科の中学校および高等学校一種免許状（旧二級普通免許状）、または専修免許状（旧一級普通免許状）の取得者、または2026年3月末日までに取得見込みの者

<特記事項>

- ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

＊「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

3. 募集締切：2026年9月16日（水）※採用者が決まり次第、募集を終了します。

4. 応募書類（エントリーする際にデータのアップロードが必要なもの）

- ① 履歴書（本学所定）
＊英語に関する資格および技能をお持ちの方は、「賞罰・資格等」の欄に名称・スコア等をもれなく記入してください。
- ② 写真（応募者本人の顔写真データ）
- ③ 教員免許状または教員免許状取得見込証明書をスキャンした電子ファイル
- ④ 出身大学の卒業証明書または卒業見込証明書（大学院の修了証明書または修了込証明書）をスキャンした電子ファイル
- ⑤ 出身大学の成績証明書（大学院の成績証明書）をスキャンした電子ファイル
- ⑥ 資格を証明する書類をスキャンした電子ファイル

5. 応募方法

本校のWEB応募システムから応募してください。

なお、初めて本学の応募システムを利用する方は、最初に表示されるページから会員登録が必要です。ページの案内にそって会員登録してください。

【立命館宇治中学校・高等学校 授業担当講師採用応募フォーム】

<https://rw.ritsumei.ac.jp/survey/SVA20D0.html?key=SUR20260826120120102915624>

6. 採用試験

- ① 第1次試験：書類選考（随時）
- ② 第2次試験：面接試験（日時・場所などについては第1次試験合格者と個別調整のうえ、通知します）
＊第2次選考合格者は健康診断を受診すること ＊採用試験に関する交通費は支給しません

7. 条件・待遇等

- ① 雇用期間は、2026年9月中旬から2027年3月31日まで
（被雇用者と学校法人立命館双方が合意した場合、契約は4回まで更新）
- ② 授業担当講師として平日17時間／週 程度の勤務

③ 学校法人立命館が定める諸規程により処遇

◆授業担当講師（2025 年度実績）

＜給与：授業 1 週 1 時間につき（月額）＞ 12,300 円

＜手当＞ 通勤手当等、＜夏期一時金＞月額×0.8×暫定期間の暦日数（61）分の 1）、

＜年末一時金＞（月額×1.2+5,000 円）×算定期間の暦日数（183 分）の 1

8. 勤務場所および赴任時期

① 勤務場所：立命館宇治中学校、立命館宇治高等学校

② 赴任時期：2026 年 9 月中旬

9. 問い合わせ先

〒611-0031 京都府宇治市広野町八軒屋谷 33 番 1 立命館宇治中学校・高等学校事務室 人事担当 宛

TEL 0774-41-3000 FAX 0774-41-3555 メールアドレス jijin331@ujc.ritsumei.ac.jp

*提出された書類の個人情報は、授業担当講師募集にのみ使用し、他の目的に使用することはありません。

*提出された書類については、採用試験後、立命館宇治中学校・高等学校が適切に廃棄します。

以上

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和 6 年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六條、第七十七條、第七十九條から第八十二條まで、第二百四十一條第一項若しくは第三項又は第二百四十三條（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に係る法律（昭和五年法律第九号）第四條の罪（刑法第二百四十一條第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十條第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四條から第八條までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二條から第六條までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからロまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二條第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」と

いう。)による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪。 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一條の規定による改正前の刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪。 2 第二條第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三條の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四條の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。 （懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係） 第三條 第二條第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四條第二項（第一号並びに第二号口及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二條の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。	
---	--

※第2條第7項第5号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2條及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。